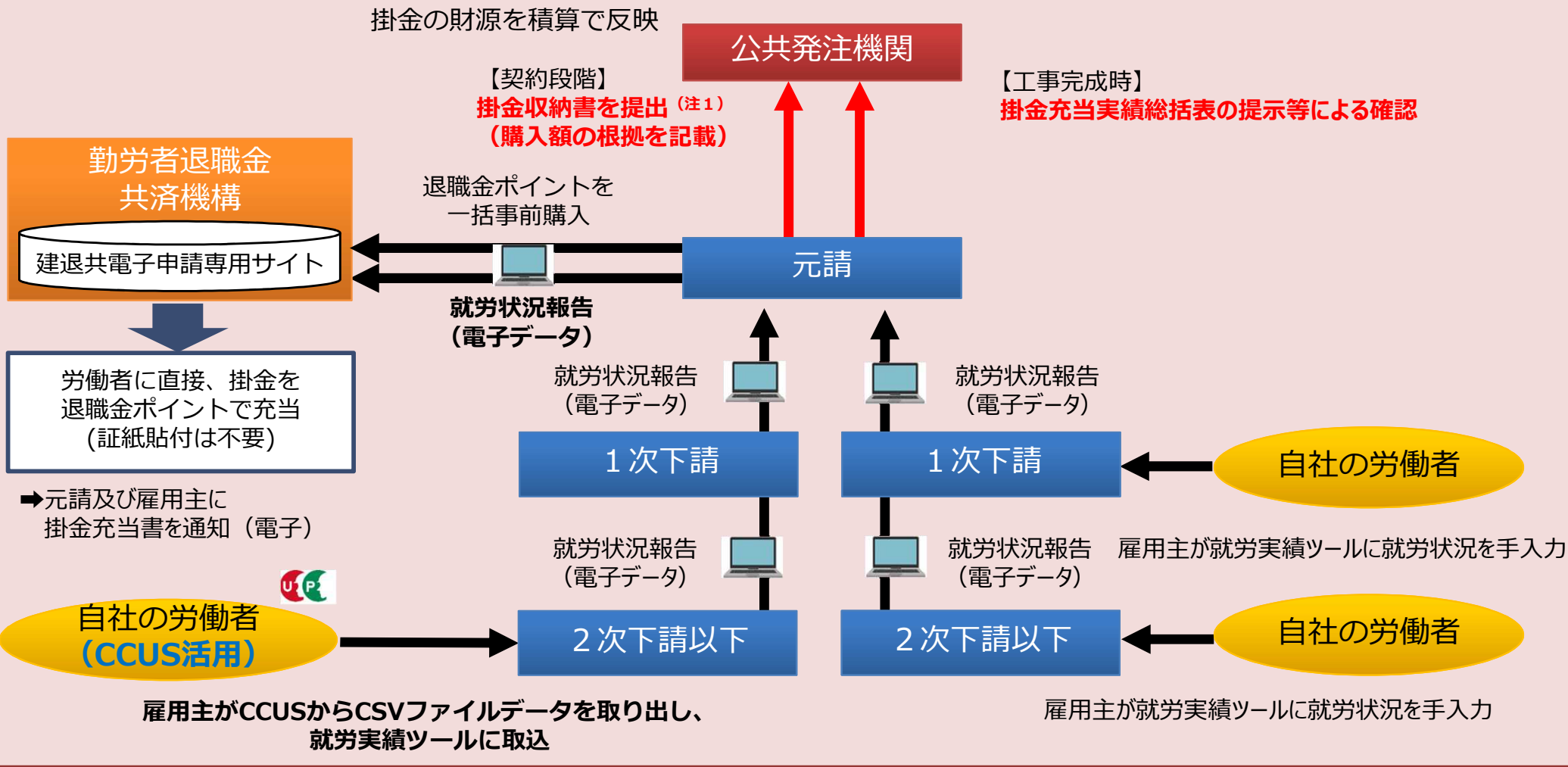


元請は、工事ごとに、証紙貼付方式か電子申請方式かを選択(下請も同じ方式によるよう指導等)
→公共発注機関は、契約時に提出される書類の種類で元請の選択を確認



履行確認の結果、建退共の受託事務に関して元請が著しく不適切な処理を行っていることを公共発注機関が把握した場合、
適宜指導を行うとともに、必要に応じて、許可行政庁に通知し、許可行政庁において指導・助言・勧告等の措置を講じる

(注1) 元請*がCCUS現場登録、カードリーダー設置等の状況を掛金収納書に記載し、提出時に公共発注者が確認
(注2) 当面は、技能者に占めるCCUS登録技能者の割合が1/2を上回ることを目安とする

(*) CCUS登録事業者である場合は、官民申合せの趣旨に則り、カードリーダーの設置等の就業履歴が蓄積可能な環境整備に留意

契約段階

元請事業者による報告等

掛金収納書の提出

- 元請は、下請からの加入労働者数報告書を踏まえ、適切に算定した数量の退職金ポイントを購入（機構の電子申請専用サイト）※
- 電子申請専用サイトで発行される掛金収納書を、工事契約締結後40日以内に発注機関に提出。その際、退職金ポイントの算定根拠が明記されていることを確認
- 元請がCCUS現場登録、カードリーダー設置等を掛金収納書の所定欄に記載※※

※退職金ポイントは、充当後の過剰な余りが生じないように必要なポイント数の購入に努め、必要に応じてポイントの追加購入を行うこと(なお、追加購入の際には別途、掛金収納書を発注者に提出すること)

発注機関の対応

- 掛金収納書の退職金ポイント購入額の算定根拠を確認
- 元請がCCUS登録事業者である場合、現場登録・カードリーダー設置等の対応状況に関する記載を確認（必要に応じて適切な対応を促す）※※※

※※ 官民申合せの趣旨や官民施策パッケージにおいて令和5年度までに建退共のCCUS活用への完全移行が予定されていることを踏まえ、事業者登録を行っている元請は現場登録及びカードリーダーの設置等を行うべき旨を建退共制度に位置づけ

※※※ 発注者による確認等は令和5年度からのCCUS完全移行に向けた円滑な環境整備を図る観点から行うものであることに留意

施工中（毎月）

就労状況報告(電子データ)による申請（毎月）

- 下請は、毎月、元請や上位事業者に、被共済者の就労人数と就労状況を電子データで報告。元請はこれを受けて毎月、建退共に退職金ポイントの充当を申請
- ※ 下請はCCUSに蓄積された就業履歴を就労実績報告作成ツールに取り込む方法により作成する（当分の間、手入力による直接入力も可能とする）
- ※ 充当に必要な退職金ポイントが不足する場合、残工期や対象労働者数等を踏まえ必要な退職金ポイントを追加購入し、就労状況に応じて確実に対象労働者に充当されるよう措置すること
- ※ 元請は、CCUSの就業履歴蓄積数と対象労働者の就労状況報告を比較し、就労状況報告に比べて就業履歴数が少ない場合は、当該下請に対して適切にCCUSの事後補正を行うよう指導すること

工事完成時

掛金充当実績総括表による報告

- 元請は、掛金充当実績総括表を作成し、発注機関に提示
- ※ 元請は、あらかじめ、『掛金充当日数』と掛金収納書上の『購入日数』に概ね齟齬がないことを確認し、『掛金充当日数』が『購入日数』を大幅に下回る※場合は、就労状況報告が不十分な疑いがあるため、必要な措置を講じること（※当面、3/4を目安とする）

- 掛金充当実績と掛金収納書の事前購入退職金ポイント数を照合
 - ・ CCUS利用率が高い※場合は簡易な確認（掛金充当実績総括表の提示のみ）（※当面はCCUSの登録技能者の割合が1/2を上回ることを目安）
 - ・ CCUS利用率が低い場合は特に注意して確認（必要に応じ、附属書類として掛金充当書や就労状況報告データの提示等を求める）
- CCUSに作業員登録した労働者数等に照らし、CCUSの就業履歴数の労働者延べ就労日数に対する割合が特に小さい※場合、下請への事後補正の指導状況について元請から報告を求める（※当面は1/3を目安とする）

履行確認の結果、建退共の受託事務に関して元請が著しく不適切な処理を行っていることを公共発注機関が把握した場合、適宜指導を行うとともに、必要に応じて、許可行政庁に通知し、許可行政庁において指導・助言・勧告等の措置を講じる

(参考)「入札契約適正化の取組状況」 [電子申請方式] 掛金収納額等の報告 (契約後40日以内)

元請による報告様式

発注機関の確認のポイント

掛金収納書(電子申請方式) (契約者が発注者へ)

共済契約者番号	1 0 0 9 9 9 9
共済契約者名 (法人または事業主氏名)	元請建設株式会社
JVの場合は 共同企業体名	元請・構成員1・構成員2特定建設共同企業体

掛金収納書番号 (お問い合わせの際は、この番号と共済契約者名をお知らせください。)							
2	0	2	0	1	0	0	1
1	2	3	4	5	6	7	
8	5	6	2	7	1		

収納年月日	2020年10月1日
-------	------------

退職金ポイント購入額		
単価	購入日数	購入額
310円 (中小企業用)	- 日	¥1,620,000 円
310円 (大手企業用)	日	円
合計	- 日	¥1,620,000 円

工事情報	発注者名
工事の区分	〇〇地方整備局〇〇国道事務所
<input type="radio"/> 公共	元請契約の工事番号および工事名
<input type="radio"/> 民間	15国-第107号 〇〇国道修繕工事
<input type="radio"/> その他	
	総工事費 900,000,000円

当該工事の退職金ポイント購入の考え方			
3. 対象労働者数と当該労働者の就労日数の把握が困難な場合	購入率	建退共加入率	
総工事費 900,000,000円	× 1.8 / 1,000	× 70% / 70%	
=	1,620,000 円		

この掛金収納書は、電子申請方式の退職金ポイントの購入を証する書です。
 独立行政法人労働者退職金共済機構
 建設業退職金共済事業本部 電子印鑑
 税務処理には使用できません。

また、公共工事を請け負った場合には、発注官庁等からこの掛金収納書の提出を求められる場合がありますので、大切に管理・保管願います。

(参考) 建設キャリアアップシステム登録情報

共済契約者である元請負人の建設キャリアアップシステム事業者登録の有無	(有)	(無)
元請負人の建設キャリアアップシステム事業者ID	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4	

本工事について、下請負人を含めた施工体制登録の有無	(有)	(無)
本現場の建設キャリアアップシステム現場ID	4 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3	

本工事について、カードリーダーの設置等、就業履歴が蓄積可能な環境の有無(有) (無)

当該工事における退職金ポイント購入の考え方(該当する口に✓をチェックして下さい)

1. 発注者の指示のとおり

2. 対象労働者数と当該労働者の就労日数を的確に把握している場合

就労予定延人数 販売価格

人日 × 円 = 円

3. 対象労働者数と当該労働者の就労日数の把握が困難な場合

総工事費 購入率 ※加入率

円 × 1,000 × % = 円

※対象工事における労働者の建退共制度加入率

4. その他

購入額の根拠を記入

元請は1~4の選択肢に基づき退職金ポイントを購入

※ペイジー納付について、ATMでの払込限度額が10万円であるため、掛金収納書が複数枚提出される場合がある。この場合、「4.その他」が選択され、算式が記載されることとなる。

退職金ポイントの購入が1~4のいずれの選択肢によるかを確認

元請がCCUS登録事業者である場合※、現場登録及びカードリーダーの設置等の対応状況に関する記載を確認(必要に応じて**適切な対応を促す)

※(参考)欄の『共済契約者である元請負人の建設キャリアアップシステムの事業者登録の有無』を確認

※※ 例えば元請事業者が、下請負人の中でCCUSを利用し得る技能者がいないことを疎明した場合にはカードリーダーの設置等を行わないことができる

(参考) 料金改定後の利用促進に関する申合せ(運営協議会総会申合せ)(令和2年9月8日)

「登録事業者は、各現場へのカードリーダーの設置(中略)など、必ず建設技能者が就業履歴を確実に蓄積できる措置を講じるものとし、(中略)各団体はこれを徹底する(以下略)。」

※カードリーダーを設置する場合のほか、既存民間システムとCCUSの連携(API連携)が元請により措置され、カードリーダー以外の方法により就業履歴の蓄積が可能な場合、「有」を選択

(参考)「入札契約適正化の取組状況」 [電子申請方式] 工事完成時における掛金充当実績総括表による報告

元請による報告様式

建設業退職金共済制度掛金充当実績総括表

発注者 _____ 年 月 日

_____ 殿

受注者 _____

住所 _____

名称 _____

共済契約者番号 _____

建設キャリアアップシステム事業者 ID _____

工事番号および工事名 _____

建設キャリアアップシステム現場 ID _____

工事期間 _____ 年 月 日 ~ _____ 年 月 日

上記工事に係る建設業退職金共済制度の掛金充当実績について、以下のとおり報告します。

(1) 工事全体

④ 労働者延べ就労日数 _____ 人日

本工事に従事した事業者数(元請を含む) _____ 者

② 本工事に従事した労働者数 _____ 人

(2) 建退共対象労働者

① 建退共対象労働者延べ就労日数(掛金充当日数) _____ 人日

採用した方式

電子申請方式

証紙貼付方式

・事業者数(元請を含む) _____ 者

・対象労働者数 _____ 人

(参考: 工事全体の数を記入すること)

⑤ 建設キャリアアップシステムによる就業履歴数 _____ 人日

・建設キャリアアップシステムの施工体制を登録した事業者数 _____ 者

③ 建設キャリアアップシステムの作業員登録を行った労働者数 _____ 人

発注機関の確認のポイント

『掛金充当日数』(①)と掛金収納書の『購入日数』を照合し、概ね齟齬がないことを確認

・『掛金充当日数』が『購入日数』を大幅に下回る場合は(当面、3/4を目安)、必要に応じて元請に附属書類(下請の就労状況報告書や掛金充当書等)の提示を求め、対応について聴取

※ なお、『掛金充当日数』が『購入日数』を上回る場合、総括表の記載が不適切な疑いがあるため、記載の訂正を指示

確認の視点: 当該工事におけるCCUSの利用状況を確認

・CCUS利用状況が高い※場合は、総括表による簡易な方法による確認のみ

・CCUS利用状況が低い場合は、発注機関は特に注意して確認(必要に応じて、附属書類として下請の就労状況報告書や掛金充当書等の提示を求める)

※ 当面は、『本工事に従事する労働者数』(②)に占める『建設キャリアアップシステムの作業員登録を行った労働者数』(③)が1/2を上回ることを目安とする

『労働者延べ就労日数』に対する『建設キャリアアップシステムによる就業履歴数』の割合(⑤/④)が特に小さい場合(当面は1/3を目安)、下請事業者に対するCCUS事後補正の指導の実施状況について元請から報告を求める

※ 『本工事に従事した労働者数』に占める『建設キャリアアップシステムの作業員登録を行った労働者数』の割合(③/②)に照らして補正が不要と判断される場合があることに留意

(参考)「入札契約適正化の取組状況」

【電子申請方式】充当実績総括表と掛金収納書に齟齬がある場合の対応

掛金充当実績総括表の『掛金充当日数』が掛金収納書の『購入日数』を大幅に下回る場合 (購入日数 > 掛金充当日数)

○ 就労状況報告が不適切な疑いがあるため、元請事業者は、就労状況報告が適切であるか確認し、以下に応じて対応

	元請事業者	発注機関
① 就労状況報告が適切である場合	<ul style="list-style-type: none"> 退職金ポイント購入段階の算定が的確でなかったこと等が原因と考えられるため、特段の対応不要 ※算定の的確性について、以降受注する工事における算定に当たっての参考として、的確な算定に努める 	※乖離が著しい場合等において、その原因が元請事業者にあると認められるときは、必要に応じ、購入時の算定に係る注意を促す
② 就労状況報告が適切でない場合	<ul style="list-style-type: none"> 下請に対して、就労状況報告を是正させ、元請は、掛金充当に必要な退職金ポイントを追加購入するなどして、不足分の掛金を事後的に充当 	<ul style="list-style-type: none"> 元請による対応が不適切な場合は、対応を促す※ ※掛金納付に係る経費が積算に反映されており、掛金充当の徹底(適正履行確保)の重要性に鑑み、指導

※②の場合において、元請による著しく不適切な処理について公共発注機関が指導を行っても、改善が見られず、同種の事案が繰り返される場合等は、許可行政庁に通知し、許可行政庁において建設業法第41条に基づく指導・助言・勧告等の措置を講じる

掛金充当実績総括表の『掛金充当日数』が掛金収納書の『購入日数』を上回る場合 (購入日数 < 掛金充当日数)

○ 掛金充当が退職金ポイントの購入日数を超えている場合は、元請事業者において記載を修正

※もし、追加購入した退職金ポイントに係る掛金収納書が未提出であった場合は、元請事業者は未提出の掛金収納書を発注機関に提出

(参考)「入札契約適正化の取組状況」 [電子申請方式] 作業員名簿の活用(電子申請方式・証紙貼付方式共通)



- 建設業法施行規則等の改正に伴い、作業員に関する情報を公共発注機関に対して提出(変更の際も同様)することが必要
- CCUS登録情報や建退共情報が記載されている作業員名簿が使用される場合は、掛金充当実績総括表の確認に当たって適宜参照することが可能

作業員名簿

元 簿 確認欄

事業所の名称 11111111111171 本社ビル新築工事

2021年1月21日 作成

提出日 年 月 日

所長名 氏 名 職 位

本書面に記載した内容は、作業員名簿として、安全衛生管理や労働災害発生時の緊急連絡・対応のために元請負業者に提示することについて、記載者本人は同意しています。

1次会社名

(0次)

11111111111122 (株)振興基金建設

番号	フリガナ 氏名	職 位	所属事業者 と異なる等業 者の元で就 業した場合	注	雇入年月日	生年月日	現住所	(TEL)	最近の健康診断日	血液型	特殊健康診断日	健康保険	建設業退職金 共済制度	技能 レベル	教育・資格・免許	入場年月日
					経歴年数	年齢	家族連絡先	(TEL)	血 圧			種 類	年金保険	中小企業退職金 共済制度		在籍 資格
1	ケンセツ イテロウ 建設 一郎 1111111111121	特殊作業員 特殊作業員			2020年08月22日	1977年1月1日	1050001 東京都 港区 虎ノ門 4-2-12	(00-0000-0000)	2020年11月08日	A	年月日	国民健康保険 組合 厚生年金 一般 5150	有	1(白)		年月日
2	ケンセツ ジロウ 建設 二郎 2222222222221	設備機械工 設備設置 施工			2020年08月07日	1978年1月1日	1050001 東京都 港区 虎ノ門 4-2-12	(00-0000-0000)	2020年11月08日	B	年月日	適用除外 適用除外 適用除外	有	4(金)		年月日
3	ケンセツ サブロウ 建設 三郎 3333333333321	電気工			2020年07月22日	1979年1月1日	1050001 東京都 港区 虎ノ門 4-2-12	(00-0000-0000)	2020年11月06日	O	年月日	加入なし 加入なし 加入なし	有	4(金)		年月日
					年月日	年月日		()	年月日		年月日					年月日
					年月日	年月日		()	年月日		年月日					年月日
					年月日	年月日		()	年月日		年月日					年月日
					年月日	年月日		()	年月日		年月日					年月日
					年月日	年月日		()	年月日		年月日					年月日
					年月日	年月日		()	年月日		年月日					年月日
					年月日	年月日		()	年月日		年月日					年月日
					年月日	年月日		()	年月日		年月日					年月日
					年月日	年月日		()	年月日		年月日					年月日

CCUS登録技能者の
有無の確認

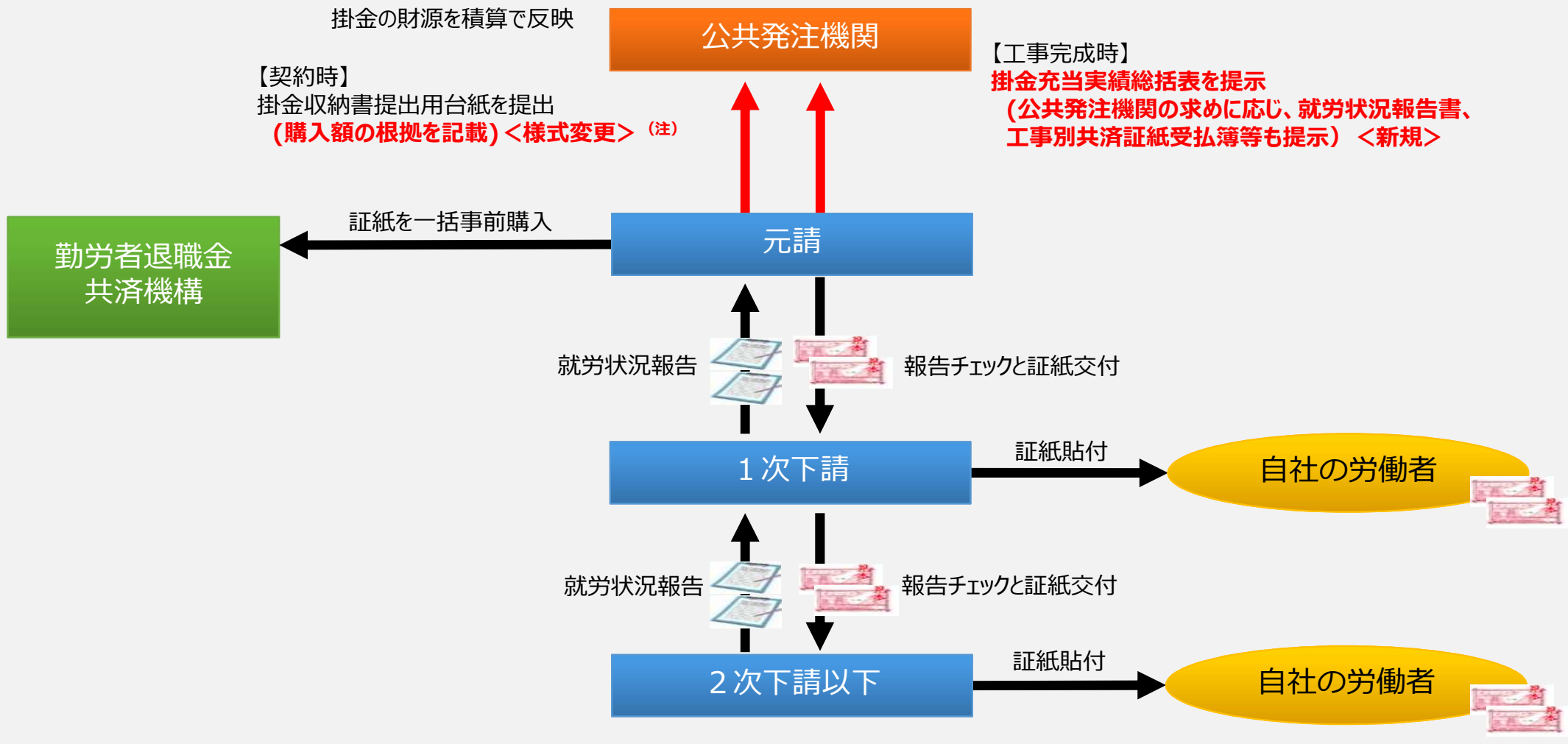
建退共対象
労働者数の確認

(注)1. ※印欄には次の記号等を入力。(表示されない情報があります)
現 … 現場代理人 主 … 作業主任者(注2) 女 … 女性作業員 未 … 19歳未満の作業員
扶 … 主任技術者 職 … 職長 能 … 能力向上教育 再 … 危険有害業務・再発防止教育
安 … 安全衛生責任者 基 … 基幹技術者
(注)2. 作業主任者は作業を指揮管理する職務を有するので、同時に施工されている他の現場や、同一現場においても他の作業
種別との作業主任者を兼任することは、法的に認められていないので、被験者の選任としなければならない。

(注)3. 経歴年数は現在担当している仕事の経歴年数を記入する。
(注)4. 各社別に作成するのが原則であるが、リース機械等の運転者は一様でもよい。
(注)5. 資格・免許等の写しを添付すること。
(注)6. 社会保険加入状況確認については、個人情報保護の観点から、被験者番号等は本人の同意を得たうえで記載する。

(記入要領)
1. 健康保険は、左欄に健康保険の名称(健康保険組合、協会けんぽ、建設国保、国民健康保険)、右欄に健康保険被験者証
の番号の下4けた(番号が4桁以下の場合は、当該番号)を記載。上記の保険に加入しておらず、後期高齢者である等により、
国民健康保険の適用除外である場合には、左欄に「適用除外」と記載。
2. 年金保険は、左欄に年金保険の名称(厚生年金、国民年金)を記載。各年金の受給者である場合は、左欄に「受給者」と記載。
3. 雇用保険は、右欄に被験者番号の下4けたを記載(日雇労働被験者の場合には左欄に「日雇労働」と記載)。
事業主である等により雇用保険の適用除外である場合には左欄に「適用除外」と記載。

元請は、工事ごとに、証紙貼付方式か電子申請方式かを選択（下請も同じ方式によるよう指導等）
→公共発注機関は、契約時に提出される書類の種類で元請の選択した納付方式を確認



履行確認の結果、建退共の受託事務に関して元請が著しく不適切な処理を行っていることを公共発注機関が把握した場合、
適宜指導を行うとともに、必要に応じて、許可行政庁に通知し、許可行政庁において指導・助言・勧告等の措置を講じる

(注) 元請*がCCUS現場登録、カードリーダー設置等の状況を掛金収納書提出用台紙に記載し、提出時に公共発注者が確認
(※) CCUSのカードタッチを忘れた等の場合、翌月末までであれば事後的に就業履歴(カードタッチ)を補正することが可能

(*) CCUS登録事業者である場合は、官民申合せの趣旨に則り、
カードリーダーの設置等の就業履歴が蓄積可能な環境整備に留意

契約段階

施工中（毎月）

工事完成時

元請事業者による報告等

掛金収納書の提出

- 元請は、下請事業者からの加入労働者数報告書を踏まえ、合理的な方法により算定した日数の証紙を金融機関窓口で**共済証紙**を購入※
- 掛金収納書を台紙に貼付し、工事契約締結後1ヶ月以内に発注機関に提出。その際、証紙購入日数の算定根拠が明記されていることを確認
- 元請がCCUS現場登録、カードリーダー設置等を掛金収納書提出用台紙の**所定欄に記載**※※

※共済証紙は、交付後の過剰な余りが生じないよう必要な日数の購入に努め、必要に応じて共済証紙の追加購入を行うこと（なお、追加購入の際には別途、掛金収納書を発注者に提出すること）

就労状況報告（書面）による申請（毎月）

- 下請は、毎月、元請や上位事業者に、被共済者の就労人数と就労状況を就労状況報告書により報告。元請はこれらを踏まえ、毎月、下請に対して**証紙の必要日数を交付**。原則として、これらを**工事別共済証紙受払簿**に記録
- ※ 充分に必要な共済証紙が不足するに至った場合は、残工期や対象労働者数等を踏まえ必要な証紙を計算して追加購入の上、就労状況に応じて確実に対象労働者に証紙が交付されるよう措置
- ※ 元請は、CCUSの就業履歴数と技能者の就労状況報告を比較し、就労状況報告に比べて就業履歴数が少ない場合、当該下請に対して適切にCCUSの事後補正を行うよう指導すること

掛金充当実績総括表による報告

- 元請は、**掛金充当実績総括表**を作成し、発注機関に提示
- ※元請は、あらかじめ、『掛金充当日数』と掛金収納書上の『証紙購入日数』に概ね齟齬がないことを確認し、『掛金充当日数』が『証紙購入日数』を大幅に下回る※場合は、就労状況報告が不十分な疑いがあるため、必要な措置を講じること（※当面、3/4を目安とする）

発注機関の対応

- 掛金収納書台紙の証紙購入日数の算定根拠を確認
- 元請がCCUS登録事業者である場合、現場登録・カードリーダー設置等の対応状況に関する記載を確認（必要に応じて適切な対応を促す）※※※

※※ 官民申合せの趣旨や官民施策パッケージにおいて令和5年度までに建退共のCCUS活用への完全移行が予定されていることを踏まえ、事業者登録を行っている元請は現場登録及びカードリーダーの設置等を行うべき旨を建退共制度に位置づけ

※※※ 発注者による確認等は令和5年度からのCCUS完全移行に向けた円滑な環境整備を図る観点から行うものであることに留意

- 掛金充当実績と掛金収納書の証紙購入日数を照合。必要に応じて、附属書類として就労状況報告書や工事別共済証紙受払簿等の提示を求め、特に注意して確認
- CCUSに作業員登録した労働者数等に照らし、CCUSの就業履歴数の労働者延べ就労日数に対する割合が特に小さい※場合、下請への事後補正の指導状況について元請から報告を求め（※ 当面は1/3を目安とする）

履行確認の結果、建退共の受託事務に関して元請が著しく不適切な処理を行っていることを公共発注機関が把握した場合、適宜指導を行うとともに、必要に応じて、許可行政庁に通知し、許可行政庁において指導・助言・勧告等の措置を講じる

(参考)「入札契約適正化の取組状況」 [証紙貼付方式] 掛金収納額等の報告 (契約後1ヶ月以内)

元請による報告様式

発注者 _____ 殿

工事番号および工事名 _____

建設キャリアアップシステム現場ID _____ 総工事費 _____ 円

受注者(元請)

住所 _____

名称 _____

共済契約者番号 _____

建設キャリアアップシステム事業者ID _____

共済証紙購入金額 _____ 円

掛金収納書提出用台紙

様式

(取扱店→契約者) **掛金収納書** (契約者が発注者へ)

この収納書は、建設業者が契約者記入欄に発注者名、工事番号、及び工事名を記入し、発注者(官公庁等)に提出するものです。なお、提出の必要のない場合は、斜線を引いて下さい。

契約者氏名 _____ 殿
(法人または事業主名)
電話番号 _____

証紙枚数	1日券	枚	1枚当たりの販売価格	円	金額				
	10日券	枚	1枚当たりの販売価格	円	金額				
					合計金額				

独立行政法人労働者退職金共済機構
建設業退職金共済事業本部 印

発注者名 _____ 元請契約の工事番号および工事名 _____

契約者記入欄

※公共工事を請け負った場合には、発注官庁等から掛金収納書の提出を求められる場合がありますので、大切に管理・保管願います。

取扱金融機関名、日付印

(掛金収納書は台紙に貼り付ける)

発注機関の確認のポイント

証紙の購入が左の1~4の選択肢に基づいていることを確認

元請がCCUS登録事業者である場合※、現場登録及びカードリーダーの設置等の対応状況に関する記載を確認(必要に応じて**適切な対応を促す)

※(参考)欄の『共済契約者である元請負人の建設キャリアアップシステムの事業者登録の有無』を確認

** 例えば元請事業者が、下請負人の中でCCUSを利用し得る技能者がいないことを疎明した場合にはカードリーダーの設置等を行わないことができる

元請は1~4の選択肢に基づいて、証紙を購入

当該工事における共済証紙購入の考え方 (該当する□に✓をチェックして下さい)

1. 発注者の指示のとおり

2. 対象労働者数と当該労働者の就労日数を的確に把握している場合

就労予定延人数 _____ 人日 × 販売価格 _____ 円 = _____ 円

3. 対象労働者数と当該労働者の就労日数の把握が困難な場合

総工事費 _____ 円 × 購入率 _____ / 1,000 × 加入率 _____ % = _____ 円

※対象工事における労働者の建退共制度加入率 _____

4. その他

購入額の根拠を記入 _____

(参考)

建設キャリアアップシステム登録情報

共済契約者である元請負人の建設キャリアアップシステム事業者登録の有無 (有・無) _____

本工事について、現場・契約情報の建設キャリアアップシステムへの登録の有無 (有・無) _____

本工事について、カードリーダーの設置等、就業履歴が蓄積可能な環境の有無 (有・無) _____

※カードリーダーを設置する場合のほか、既存民間システムとCCUSの連携(API連携)が元請により措置され、カードリーダー以外の方法により就業履歴の蓄積が可能な場合、「有」を選択

(参考) 料金改定後の利用促進に関する申合せ(運営協議会総会申合せ)(令和2年9月8日)

「登録事業者は、各現場へのカードリーダーの設置(中略)など、必ず建設技能者が就業履歴を確実に蓄積できる措置を講じるものとし、(中略)各団体はこれを徹底する(以下略)。」

(参考)「入札契約適正化の取組状況」

「証紙貼付方式」工事完成時における掛金充当実績総括表による報告

元請による報告様式

発注機関の確認のポイント

建設業退職金共済制度掛金充当実績総括表

発注者 _____ 年 月 日

_____ 殿

受注者 _____

住所 _____

名称 _____

共済契約者番号 _____

建設キャリアアップシステム事業者 ID _____

工事番号および工事名 _____

建設キャリアアップシステム現場 ID _____

工事期間 _____ 年 月 日 ~ _____ 年 月 日

上記工事に係る建設業退職金共済制度の掛金充当実績について、以下のとおり報告します。

(1) 工事全体

④ 労働者延べ就労日数 _____ 人日

本工事に従事した事業者数(元請を含む) _____ 者

② 本工事に従事した労働者数 _____ 人

(2) 建退共対象労働者

① 建退共対象労働者延べ就労日数(掛金充当日数) _____ 人日

採用した方式

電子申請方式

証紙貼付方式

・事業者数(元請を含む) _____ 者

・対象労働者数 _____ 人

(参考: 工事全体の数を記入すること)

⑤ 建設キャリアアップシステムによる就業履歴数 _____ 人日

・建設キャリアアップシステムの施工体制に登録した事業者数 _____ 者

③ 建設キャリアアップシステムの作業員登録を行った労働者数 _____ 人

『掛金充当日数』と掛金収納書の『証紙購入日数』を照合し、概ね齟齬がないことを確認

・『掛金充当日数』が『証紙購入日数』を大幅に下回る場合は(当面、3/4を目安)、附属書類(下請の就労状況報告書等)を踏まえ、対応について聴取**

※『掛金充当日数』が『証紙購入日数』を上回る場合、総括表の記載が不適切である疑いがあるため、記載の訂正を指示

※※ 加えて、『建退共対象労働者延べ就労日数(掛金充当日数)』と工事別共済証紙受払簿における『貼付人員』(工事期間内の合計)とが一致することを適宜確認すること。

また、『建退共対象労働者数』や『工事期間』等に比して、『建退共対象労働者延べ就労日数(掛金充当日数)』が著しく少ない場合は、掛金充当が不足している可能性があることに留意すること

『労働者延べ就労日数』に対する『建設キャリアアップシステムによる就業履歴数』の割合(⑤/④)が特に小さい場合(当面は1/3を目安)、下請事業者に対するCCUS事後補正の指導の実施状況について元請から報告を求める

※『本工事に従事した労働者数』に占める『建設キャリアアップシステムの作業員登録を行った労働者数』の割合(③/②)に照らして補正が不要と判断される場合があることに留意

(参考)「入札契約適正化の取組状況」

【証紙貼付方式】充当実績総括表と掛金収納書に齟齬がある場合の対応

掛金充当実績総括表の『掛金充当日数』が掛金収納書の『証紙購入日数』を大幅に下回る場合 (購入日数 > 掛金充当日数)

○ 就労状況報告が不適切な疑いがあるため、元請事業者は、就労状況報告が適切であるか確認し、以下に応じて対応

	元請事業者	発注機関
① 就労状況報告が適切である場合	<ul style="list-style-type: none"> 証紙購入段階の算定が的確でなかったこと等が原因と考えられるため、特段の対応不要 ※算定の的確性について、以降受注する工事における算定に当たっての参考として、的確な算定に努める 	<ul style="list-style-type: none"> ※乖離が著しい場合等において、その原因が元請事業者にあると認められるときは、必要に応じ、購入時の算定に係る注意を促す
② 就労状況報告が適切でない場合	<ul style="list-style-type: none"> 下請に対して、就労状況報告を是正させ、元請は、掛金充当に必要な証紙を追加購入するなどして、不足分の証紙を事後的に対象労働者に交付 	<ul style="list-style-type: none"> 元請による対応が不適切な場合は、対応を促す* ※掛金納付に係る経費が積算に反映されており、掛金充当の徹底(適正履行確保)の重要性に鑑み、指導

※②の場合において、元請による著しく不適切な処理について公共発注機関が指導を行っても、改善が見られず、同種の事案が繰り返される場合等は、許可行政庁に通知し、許可行政庁において建設業法第41条に基づく指導・助言・勧告等の措置を講じる

掛金充当実績総括表の『掛金充当日数』が掛金収納書の『証紙購入日数』を上回る場合 (購入日数 < 掛金充当日数)

○ 元請事業者において記載を修正

※もし、追加購入した証紙に係る掛金収納書が未提出であった場合は、元請事業者は未提出の掛金収納書を発注機関に提出

- 建設業法施行規則等の改正に伴い、作業員に関する情報を公共発注機関に対して提出(変更の際も同様)することが必要
- CCUS登録情報や建退共情報が記載されている作業員名簿が使用される場合は、掛金充当実績総括表の確認に当たって適宜参照することが可能

作業員名簿

元請
確認欄

事業所の名称 11111111111171 本社ビル新築工事

2021年1月21日 作成

提出日 年 月 日

所長名 氏 名 職 位

本書面に記載した内容は、作業員名簿として、安全衛生管理や労働災害発生時の緊急連絡・対応のために元請負業者に提示することについて、記載者本人は同意しています。

1次
会社名

(0次)

11111111111122 (株)振興基金建設

番号	フリガナ 氏名	職種	所属事業者 と異なる等業 者の元で就 業した場合	注	雇入年月日	生年月日	現住所	(TEL)	最近の健康診断日	血液 型	特殊健康診断日	健康保険	建設業退職金 共済制度	技能 レベル	教育・資格・免 許	入場年月日
					経歴年数	年齢	家族連絡先	(TEL)	血 圧			種 類	年金保険	中小企業退職金 共済制度		在籍 資格
1	ケンセツ イテロウ 建設 一部 1111111111121	特殊作業員 特殊作業員			2020年08月22日	1977年1月1日	1050001 東京都 港区 虎ノ門4-2-12	(00-0000-0000)	2020年11月08日	A	年月日	国民健康保険 組合 厚生年金 一般 5150	有	1(白)		年月日
2	ケンセツ ジロウ 建設 二部 2222222222221	設備機械工 設備設置 施工			2020年08月07日	1978年1月1日	1050001 東京都 港区 虎ノ門4-2-12	(00-0000-0000)	2020年11月08日	B	年月日	適用除外 適用除外 適用除外	有	4(金)		年月日
3	ケンセツ サブロウ 建設 三部 3333333333321	電気工			2020年07月22日	1979年1月1日	1050001 東京都 港区 虎ノ門4-2-12	(00-0000-0000)	2020年11月06日	O	年月日	加入なし 加入なし 加入なし	有	4(金)		年月日
					年月日	年月日		()	年月日		年月日					年月日
					年月日	年月日		()	年月日		年月日					年月日
					年月日	年月日		()	年月日		年月日					年月日
					年月日	年月日		()	年月日		年月日					年月日
					年月日	年月日		()	年月日		年月日					年月日
					年月日	年月日		()	年月日		年月日					年月日
					年月日	年月日		()	年月日		年月日					年月日
					年月日	年月日		()	年月日		年月日					年月日
					年月日	年月日		()	年月日		年月日					年月日
					年月日	年月日		()	年月日		年月日					年月日

CCUS登録技能者の
有無の確認

建退共対象
労働者数の確認

(注)1. ※印欄には次の記号等を入力。(表示されない情報があります)
 現 … 現場代理人 主 … 作業主任者(注2) 女 … 女性作業員 未 … 19歳未満の作業員
 扶 … 主任技術者 職 … 職長 能 … 能力向上教育 再 … 危険有害業務・再発防止教育
 安 … 安全衛生責任者 基 … 基幹技術者

(注)2. 作業主任者は作業を指揮管理する職務を有するので、同時に施工されている他の現場や、同一現場においても他の作業
 種別との作業主任者を兼任することは、法的に認められていないので、被験者の選任としなければならない。

(注)3. 経歴年数は現在担当している仕事の経歴年数を記入する。
 (注)4. 各社別に作成するのが原則であるが、リース機械等の運転者は一様でもよい。
 (注)5. 資格・免許等の写しを添付すること。
 (注)6. 社会保険加入状況確認については、個人情報保護の観点から、被験者番号等は本人の同意を得たうえで記載する。

(記入要領)
 1. 健康保険は、左欄に健康保険の名称(健康保険組合、協会けんぽ、建設国保、国民健康保険)、右欄に健康保険被験者証
 の番号の下4けた(番号が4桁以下の場合は、当該番号)を記載。上記の保険に加入しておらず、後期高齢者である等により、
 国民健康保険の適用除外である場合には、左欄に「適用除外」と記載。
 2. 年金保険は、左欄に年金保険の名称(厚生年金、国民年金)を記載。各年金の受給者である場合は、左欄に「受給者」と記載。
 3. 雇用保険は、右欄に被験者番号の下4けたを記載(日雇労働被験者の場合には左欄に「日雇労働」と記載)。
 事業主である等により雇用保険の適用除外である場合には左欄に「適用除外」と記載。

